

「令和6年度創造的イルミネーション事業における、地域をつなぐ取組（ソフト）の企画・運営・プロモーション等業務委託」 業務説明資料

1 委託業務概要

(1) 業務名

令和6年度創造的イルミネーション事業における、地域をつなぐ取組（ソフト）の企画・運営・プロモーション等業務委託

(2) 履行場所

委託者が指定する場所

(3) 履行期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

(4) 委託業務目的

令和6年11月からの令和7年2月に実施する地域のイルミネーションイベントをつなぎ、冬の夜の横浜を街一体となって盛り上げる「(仮称) Creative Light YOKOHAMA」の実施に際し、地域の機運醸成、来場者の回遊促進・滞在時間延長につなげるための取組の企画・運営及び、効果的な広報プロモーションを目的とする。

また、令和6年12月5日（木）から令和6年12月30日（月）に実施する、5年目となる創造的イルミネーションイベント「夜にあらわれる光の横浜〈ヨルノヨ 2024〉」（以後、「ヨルノヨ」という）の認知度を向上させ、市内外の観光客の誘致など広く集客を図るとともに、来場者の回遊促進・滞在時間延長につなげるための取組の企画・運営及び、観光インバウンドの需要回復につなげることができるよう効果的な広報プロモーションを目的とする。

(5) 本イベントの概要

別添資料の通り

(6) 前提条件

- 地域のイルミネーションイベントをつなぐ「(仮称) Creative Light YOKOHAMA」には、「ヨルノヨ」を含むものとするが、それぞれを効果的に広報する。
- 「(仮称) Creative Light YOKOHAMA」の実施期間は、地域のイルミネーションイベントの期間に合わせて決定する。
- 「ヨルノヨ」の実施に当たり、主となる演出の企画・ディレクション及びイベント運営は、「令和6年度創造的イルミネーションイベント実施業務委託」として事業者選定手続きを進めている。事業者（以後、「イベント実施事業者」という）は5月下旬に決定する予定。
- 令和6年度創造的イルミネーション事業における、地域をつなぐ取組（ソフト）の企画・運営・プロモーション等業務のうち、「ヨルノヨ」における広報展開を行う素材（キービジュアル、ロゴ、PR動画、イメージパース等）の制作・提供は、イベント実施事業者が行う。
- 「ヨルノヨ」の広報物やホームページのデザイン等のクオリティコントロールは、イベント実施事業者が選任するクリエイティブディレクターが行うため、デザインに関する業務については、ディレクターやイベント実施事業者と十分協議をしながら進めること。
- 共催者である横浜市も、市の広報媒体等を活用して、本イベントの広報プロモーションを実施する予定であるため、業務の実施に当たっては、横浜市とも十分協議をしながら進めること。

2 業務内容(提案を求める業務及び必須となる業務)

(1) 地域をつなぐ業務 (ソフト)

「(1) 地域をつなぐ業務 (ソフト)」の業務目的は、令和6年11月からの令和7年2月に実施する地域のイルミネーションイベントをつなぎ、冬の夜の横浜を街一体となって盛り上げる「(仮称) Creative Light YOKOHAMA」の実施に際し、地域の機運醸成、来場者の回遊促進・滞在時間延長につなげるための取組の企画・運営及び、効果的な広報プロモーションを目的としています。

また、令和6年12月5日(木)から令和6年12月30日(月)に実施する、5年目となる創造的イルミネーションイベント「夜にあらわれる光の横浜〈ヨルノヨ 2024〉」(以後、「ヨルノヨ」という)の認知度を向上させ、市内外の観光客の誘致など広く集客を図るとともに、来場者の回遊促進・滞在時間延長につなげるための取組の企画・運営及び、観光インバウンドの需要回復につなげることができるよう効果的な広報プロモーションを目的としています。

① 冬の夜の横浜を街一体となって盛り上げる取組の企画【提案を求める業務】

企画にあたっては、

- ・横浜都心臨海部の地域のイルミネーションが積極的に参画し、冬の夜の横浜を街一体となって盛り上げる取組
- ・共通の広報物や、物品等を使用し、地域のイルミネーションが統一感を感じられる取組などを計画して提案して下さい。

提案にあたっては、具体的で実現可能な取組としてください。

令和5年度の地域のイルミネーション(パートナーシップ事業参加者数)は32団体です。

ア 冬の夜の横浜を街一体で盛り上げるための取組の企画

提案を求める事項(1)

令和6年11月から令和7年2月までの期間に地域のイルミネーションを「(仮称) Creative Light YOKOHAMA」としてつなぎ、地域自らが参画し、冬の夜の横浜を街一体で盛り上げます。

【提案を求める内容】

- ・地域のイルミネーションが参画し、冬の夜の横浜を街一体で盛り上げるための取組の企画(1種類以上)
- ・冬の夜の横浜を街一体で盛り上げるための取組のスケジュール、業務体制等

【その他、必須となる業務】

イ 「(仮称) Creative Light YOKOHAMA」に参画する地域のイルミネーションとの調整

ウ 冬の夜の横浜を街一体となって盛り上げる取組の企画書の提出

② 回遊促進・滞在時間延長のための取組の企画【提案を求める業務】

企画にあたっては、

- ・横浜市への来街者がヨルノヨを含む地域のイルミネーションの観覧前後に飲食など横浜に長く滞在し、横浜の街をさらに楽しめる取組（来場者の横浜の街に対する満足度向上）
- ・集客イベントや観光施設に来ている方に対して、または、地域等の多彩なコンテンツ等と連携した取組の実施等により、幅広い層に地域のイルミネーションを知ってもらうきっかけを作る取組（コンテンツ等との連携による認知度向上）

などを計画して提案して下さい。

提案にあたっては、具体的で実現可能な取組としてください。

これまで実施してきた交通機関やホテル等とのコラボレーション企画（企業等の自主企画）については、クリエイティブ・ライト・ヨコハマ実行委員会事務局が取りまとめ予定です。

令和5年度の地域のイルミネーション（パートナーシップ事業参加者数）は32団体です。

ア 「(仮称) Creative Light YOKOHAMA」 期間の企画

提案を求める事項（2）

「(仮称) Creative Light YOKOHAMA」 実施期間である令和6年11月から令和7年2月までの期間の回遊促進・滞在時間延長を図ります。

【提案を求める内容】

- ・地域のイルミネーション（ヨルノヨを含む）の回遊促進や滞在時間延長を図り、2回以上の再来訪を促す取組（毎月取組内容を変更することも可）かつ、横浜の街に対する満足度向上につながる取組や連携の企画（1種類以上）
- ・回遊促進・滞在時間延長を図るための取組における集客層の設定
- ・期間中における地域をつなぐ業務（ソフト）スケジュール、業務体制等

イ 「ヨルノヨ」 期間の企画

提案を求める事項（3）

「ヨルノヨ」 実施期間である12月5日から12月30日（月）までの期間の回遊促進・滞在時間延長を図ります。

【提案を求める内容】

- ・期間中における横浜都心臨海部の回遊促進や滞在時間延長を図り、横浜の街に対する満足度向上につながる取組や連携の企画（1種類以上）
- ・回遊促進・滞在時間延長を図るための取組における集客層の設定
- ・期間中における地域をつなぐ業務（ソフト）スケジュール、業務体制等

ウ イベント、IPコンテンツ等との連携した取組の企画

提案を求める事項（４）

横浜都心臨海部エリアにおけるイベントとの連携（expo等）や、IPコンテンツ（誘致含む）との連携した取組により、イルミネーションに興味がある層以外の誘致を図ります。

実施日数は問いません。（「（仮称）Creative Light YOKOHAMA」期間中とします。）
コンテンツ作成に係る費用は、別途契約変更により対応します。

【提案を求める内容】

- ・ イベント、IPコンテンツ等との連携した取組の企画（１種類以上）
- ・ イベント、IPコンテンツ等との連携した取組における集客層の設定
- ・ イベント、IPコンテンツ等との連携した取組のスケジュール、業務体制等

【その他、必須となる業務】

- エ 回遊促進・滞在時間延長のための取組の企画書の提出
- オ 対応窓口の設置
- カ 実施結果の分析

(2) 広報業務

① 広報業務の計画策定【提案を求める業務】

「(2) 広報業務」の業務目的は、ターゲット層等に対する直接的な広報により、「(仮称) Creative Light YOKOHAMA」及び「ヨルノヨ」の認知度を向上することです。

「① 広報業務の計画策定」にあたっては、両イベントを理解し、ターゲットや広報手段を分析し、それぞれに合った効果的な広報全体の計画を提案してください。

あわせて、本委託業務「(1) 地域をつなぐ業務 (ソフト)」 「(3) パブリシティ業務」と連携した本委託業務全体の考え方等を提案してください。

また、「(仮称) Creative Light YOKOHAMA」と「ヨルノヨ」として行う広報それぞれを効果的に広報する計画を提案してください。

【ターゲット層等】

「(仮称) Creative Light YOKOHAMA」期間：提案内容によるターゲット

「ヨルノヨ」期間：メインターゲット「首都圏の若年層 (20代～30代)」

ア 「(仮称) Creative Light YOKOHAMA」期間の計画策定

提案を求める事項 (5)

- ・本委託業務を進めるにあたっての考え方、計画
- ・ターゲット層の分析
- ・ターゲット層に向けた効果的な広報手段
- ・インバウンド対策に向けた効果的な広報手段
- ・広報業務スケジュール、業務体制等

イ 「ヨルノヨ」期間の計画策定

提案を求める事項 (6)

- ・本委託業務を進めるにあたっての考え方、計画
- ・ターゲット層の分析
- ・ターゲット層に向けた効果的な広報手段
- ・インバウンド対策に向けた効果的な広報手段
- ・広報業務スケジュール、業務体制等

【その他、必須となる業務】

ウ 広報業務計画書の提出

② インターネット・SNSによる広報【必須となる業務】

ア 公式SNSを活用した情報発信

イ ホームページ制作・運営業務

ウ ハッシュタグ等の分析

③ 広報ツールのデザイン・制作等【必須となる業務】

- ア チラシ（デザイン・印刷・配送等）
- イ ポスター（デザイン・印刷・配送等）
- ウ ガイドブック（デザイン・印刷・配送等）
- エ デジタルサイネージ（デザイン・制作等）
- オ みなとぶらりチケット（デザイン・印刷）
- カ ノベルティグッズ（選定・デザイン・作成）
- キ その他広報媒体（デザイン）

④ PR展示の実施【必須となる業務】

- ア 市庁舎2階壁面でのPR展示
- イ みなとみらい線馬車道駅でのPR展示

⑤ 各種媒体への広告掲出【必須となる業務】

- ア 交通広告等への広告掲出
- イ 横浜市中で広報枠として活用している媒体への広告掲出

⑥ 「(仮称) Creative Light YOKOHAMA」の名称・ロゴ作成【必須となる業務】

- ア 名称の提案（委託者との協議により決定）
- イ ロゴ案の作成（委託者との協議により決定）
- ウ キービジュアル案の作成（委託者との協議により決定）

(3) パブリシティ業務

① パブリシティ業務の計画策定【提案を求める業務】

「(3) パブリシティ業務」の業務目的は、ターゲット層等が接する機会の多いメディア等に対して、戦略的にアプローチ・誘致し、そのメディア等を通じた広報により、「(仮称) Creative Light YOKOHAMA」及び「ヨルノヨ」の認知度を向上することです。

「①パブリシティ業務の計画策定」にあたっては、両イベントを理解し、ターゲット層が情報を得やすいメディア等を分析し、それぞれに合った効果的な業務計画を提案してください。あわせて、インバウンド向け的手段について、その考え方や方法等について提案してください。

【ターゲット層等】

「(仮称) Creative Light YOKOHAMA」期間：提案内容によるターゲット

「ヨルノヨ」期間：メインターゲット「首都圏の若年層（20代～30代）」

ア 「(仮称) Creative Light YOKOHAMA」期間の計画策定

提案を求める事項（7）

- ・ターゲット層の分析
- ・ターゲット層に向けた効果的で実現性のあるパブリシティ方法の選定
- ・インバウンド向けの効果的なパブリシティ方法の選定
- ・パブリシティ業務スケジュール、業務体制等

イ 「ヨルノヨ」期間の計画策定

提案を求める事項（8）

- ・ターゲット層の分析
- ・ターゲット層に向けた効果的で実現性のあるパブリシティ方法の選定
- ・インバウンド向けの効果的なパブリシティ方法の選定
- ・パブリシティ業務スケジュール、業務体制等

【その他、必須となる業務】

ウ パブリシティ業務計画書の提出

② メディアへの掲出・露出依頼等【必須となる業務】

ア メディアへの掲出・露出依頼

イ プロモートシートの作成

ウ プレスリリースの作成・配信

エ メディアコンタクトレポートの作成・報告

オ インバウンド向け情報発信

③ メディア対応窓口の設置等【必須となる業務】

ア メディア対応窓口の設置

イ 取材等への対応

ウ メディア内覧への対応

④ 関係者コメントの配信【必須となる業務】

ア 関係者の撮影・編集等

イ 公式SNS等での配信

(4) 記録・報告等業務

- ① 創造的イルミネーション事業の記録・広報用の写真等の撮影【必須となる業務】
- ② 記録集の作成【必須となる業務】
- ③ 業務打合せ等【必須となる業務】
 - ア 業務打合せ等
 - イ その他、本委託業務を実施するにあたり必要となる業務
- ④ 中間報告書の作成【必須となる業務】
 - ア 中間報告書の作成
 - イ 「(仮称) Creative Light YOKOHAMA」参加団体に対するアンケートの実施
- ⑤ 実績報告書の作成【必須となる業務】

3 業務遂行上の注意

- (1) 受託者は、委託期間中の業務経過内容全般を把握している担当者を置き、委託者との連絡調整を行うこと。
- (2) 業務の実施に関しては、プロポーザルの内容に関わらず、委託者と協議の上、業務実施計画を策定し、業務実施に当たっての組織体制と併せて提出すること。
- (3) 受託者は委託者及びイベント実施事業者等と十分な協議を行いながら、効率的、効果的に業務を進めること。
- (4) 本件委託の履行に伴い発生する成果物に対する著作権は、すべて委託者に帰属する。ただし、受託者の著作権の行使につき、委託者の承諾または合意を得た場合はこの限りではない。
- (5) 受託者は、本委託業務にかかる著作権者人格権を有する場合についても、これを行使しないものとする。
- (6) 委託業務に使用する映像、イラスト、写真、その他資料等について、第三者が権利を有するものを利用する場合には、使用の際、あらかじめ委託者に通知するとともに、第三者の間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続や使用権料等の負担と責任は、すべて受託者が負うこと。
- (7) 上記(4)(5)(6)の規定は、第三者に委託した場合においても適用する。受託者は、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続や使用権料等の負担と責任を負うこと
- (8) その他、著作権等で疑義が生じた場合は別途協議のうえ、決定するものとする。
- (9) 受託者は、本業務(再委託した場合を含む)を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供しないこと。また、本業務に関して知り得た情報の漏洩、滅失、棄損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じること。契約終了後もまた同様とする。
- (10) 本業務を処理するための個人情報の取り扱いについては、「横浜市個人情報の保護に関する条例」を遵守すること。
- (11) 仕様書に定められていない事項や業務内容に疑義を生じた場合、並びに、業務上重要な事項の選定については、あらかじめ委託者と打ち合わせを行い、その指示又は承認を受けること
- (12) 感染症等の影響により、イベント開催時もインバウンド誘客が難しい状況が続いている可能性がある。その場合、KPI やターゲットについては適宜見直しを行う。
- (13) 自然災害や感染症等のやむを得ない事由により、予定業務の発注・契約ができない場合や、発注後であってもイベントを中止または延期する場合がある。発注後の場合においては、委託者と受託者との協議の上、契約内容を見直し、変更契約等を行う。
- (14) 仕様書に定める業務に要する経費は、特に記載がない場合、すべて本業務委託料に含むものとする。